

かゑらじと かねて思へハ 梓弓  
なき数に入る 名をぞとどむる  
四條畷に散った若き武将、楠正行

楠正行通信 第21号

平成28年1月19日

発行＝四條畷楠正行の会

〒575-0021 四條畷市南野5丁目2番16号

四條畷市立教育文化センター内 072-878-0020

## 後醍醐帝が範とした醍醐帝、延喜の治とは

### 菅原道真の存在と宇多上皇の影

#### 楠正行に多大な影響を与えた後醍醐天皇

楠正行の生きざまに最も多大な影響を与えた人物と言え、誰をさておいても後醍醐天皇と言えるでしょう。

一代の主という足かせが付きまとい、もし鎌倉幕府が皇位の交代に乗り出すようなことがあれば、その座を明け渡す運命にあった後醍醐天皇は、天皇親政を目指し、倒幕の意志を急速に高めていきました。

正中の変、元弘の変と、二度のクーデターに失敗しながら、日本列島の支配権を獲得し、建武の新政を始めますが、彼が手本とした醍醐天皇の治とはどのような治であったのでしょうか。

12月例会では、後醍醐天皇、後村上天皇を介して間接的に楠正行に影響を与えた醍醐天皇、村上天皇の治を学びました。

#### 宇多、醍醐、朱雀、村上 四代の治

二人の天皇の政を語ろうとするとき、宇多天皇から村上天皇に至る四代の天皇の治を見る必要があります。

宇多天皇は、摂政をおかず、菅原道真を抜擢して天皇親政を行います。そして、上皇となる時、天皇の心得として「寛平の御遺誡」（かんぴょうのごゆいかい）を、醍醐天皇に贈っています。

宇多天皇（867～931）は、譲位後も上皇として政治に関わりますが、菅原道真の失脚とともに発言力を失い、出家し、歴代初の法王となりました。

宇多天皇の第一皇子が醍醐天皇（885～930）で、藤原時平、菅原道真の二人をそれぞれ大臣に任命しますが、菅原道真失脚後は父、法王から離れて執政するようになり、後に「延喜の治」と謳われる荘園整理令の発布、「延喜格式」の撰集、正史「日本三大実録」の編纂、「古今和歌集」の編纂等を行いました。

しかし、時平をはじめ、皇太子、皇太孫らの若死に

は道真の怨霊と噂されるようになり、復位させますが、清涼殿に落雷するという大惨事を受け、同年、醍醐天皇は体調を悪化させ崩御に至ります。

醍醐天皇の崩御を受け、8歳で即位したのが朱雀天皇（923～952）です。

この時、長らくおかれていなかった摂政に藤原忠平をあて、摂関政治の基礎を構築したといわれていますが、関東では平将門の乱、瀬戸内海では藤原純友の乱がおこり、富士山が噴火するなどの災害も続き、菅原道真の怨霊に悩まされ続けた天皇と言えるでしょう。

次に立ったのが村上天皇（926

～967）です。

藤原忠平が関白をつとめますが、その没後は天皇親政を敷きます。

村上天皇は、財政再建のため倹約を奨励し、税収の安定に努めます。歌集「後撰集」を編纂するなど、後世「天曆の治」と謳われます。子どもの一人、具平親王の末裔が村上源氏として、後に台頭しますが、このひとりに正行と関わりを持つ北畠親房がいます。

#### 延喜天曆時代の研究に載る三論文

以上が、四代にわたる大まかな流れですが、それでは醍醐天皇・村上天皇の治、いわゆる「延喜天曆の治」とはいったいどのような政治だったのでしょうか。

二人の天皇を取り上げた書物が少ない中で、昭和14年に発刊されました「延喜天曆時代の研究」古代学協会編・吉川弘文館出版を入手しましたので、この本に掲載されている三つの論文を紹介しながら、検証してみよう。



醍醐天皇像（醍醐寺蔵）

## 延喜天曆聖代説は幻想に過ぎない

最初に、目崎徳衛著「宇多上皇の院と国政」ですが、宇多天皇の時代、寛平期は皇室権力の強化が図られた最後の時期であり、延喜天曆の治、聖代はその幻想に過ぎない、とぼつさり切り捨てています。

そして、律令体制とは天皇の個性を抑制する官僚機構による政のことを言い、延喜天曆の治は、律令体制の弛緩化に宇多上皇の強烈な宮廷主義と文化主義的意欲が加わった政に他ならなかった、いわば体制の枠からはみ出させたのである、と。

この頃、また院政の呼称はないものの、実質、院政の始まりと言えるのではないかと投げかけています。

そして、34年の長きにわたる宇多上皇の生活を徹底的に眺めると、それは一つには「藤原氏の権門化」であり、一つには「皇室における権門化の兆候」が明らかに認められる、と。

そして、この傾向は、宇多上皇の個性によって著しく促進されることになった、とも。

また、宇多上皇の国政への関与を、第一期、譲位より道真左遷まで～901を、頗る積極的に国政に関与した時期、第二期、道真左遷から時平死去までの時期～909を、仁和寺に籠りひたすら仏道修行に専念した時期、第三期、時平死後より醍醐天皇崩御までの時期～930を、忠平を媒介者として宇多上皇と朝廷の関係は至極温和で、国政全般を遠隔操作しようとした強大な権力とは全く異質な典型的な院宮権門的活動(今風に言えば圧力団体的活動)の時期、第四期、醍醐天皇崩御より宇多上皇崩御までの時期930～931を、10か月間、宇多上皇は頗る活発に国政を指揮した時期、と分析しています。

結果、醍醐天皇と摂政忠平の存在にもかかわらず、これを駆使するより以上の権威として宇多上皇が存在したことが、延喜の治(＝醍醐天皇の治)の実態であり、在位の天皇の権威を解体に導く契機としての太政天皇の存在を見落としてはならない、と結論付けています。

## 延喜天曆の治は作為的な理想化

次に、林陸朗著「所謂『延喜天曆聖代説』の成立」を取り上げます。

ここでも、この二代の治世は、後世、称賛されるほどの顕著な政治の実を挙げていない、と結論付け、その理由として、政治の形式化、政令の不徹底、治安の紊乱、民力の疲弊、すなわち律令体制の解体・国家統制力の弛緩が進んでいた、としています。

そして、延喜天曆の治とは、儒教的政治思想の觀念上の所産であって、ある時期の、ある人による特定の視点による作為的な理想化である、と。

続けて、延喜天曆の治は、摂関政治と対立する概念ではなく、延喜天曆聖代説は、学者文人の間に唱えられ始めたもので、その文化的事績から、詩文礼楽が重んじら

れ、文運が興隆した世として理想化されたものである、と。

更に、延喜天曆聖代説は、学者文人層の処世術・昇進術から出た觀念である、とも言い切ります。そして、その証左として、大江匡衛(おおえのまさひら)を取り上げ、大江は、一生、自己の栄達・江家の繁栄を切望し続け、延喜天曆聖代説を主張し続けた、と主張。

## この時代の政治は弛緩していた

三つ目は、戸田秀典著「延喜・天曆の政治」で、戸田論文は、政の実態に焦点を当てています。

5世紀ごろの天皇の統治権を、具体的、神々に対する祭祀権、国・地方官に対する任命権、栄典の授与、諸氏族に対する租税の賦課権、大陸半島との外交大権、兵力を動員しうる権限、諸氏族に対する裁判権等と、列挙しています。

そして、現在と違うことは、立法措置を欠いていて、その中間の橋渡しをする律令制度であったとします。

そして、その律令制は、本来、天皇が毎日、大極殿に出御し、「朝政」を本義としますが、この時期、「平座」(天皇が出御せず、宣揚殿で行う)が普通になっており、結果、代行政治が進み、天皇中心から朝臣本位に転じていたとしています。

しかし、その官政＝朝臣本位の政すら衰えて、「外記政」が盛行したと分析するのです。

すなわち、外記政とは、官政の略儀ともいうべきもので、大臣以下公卿等が外記庁において政を聴く法式を採り、最も実質的なものであるが、それだけに政治の形体として圧縮・簡略化の極限にきたという感があると述べ、この外記政すら、平安中期に、等閑(いりかげん)に過ぎなかった、と指摘しています。

具体には、構成員の遅参、欠席が多いこと、公卿等の無届欠勤があること、大切な行事の遅延(行うべき日に行えない)等を挙げ、結果、延喜天曆の治は、文運の隆盛と朝儀の振作にほかならず、本来の政治は弛緩していた、と結論付けています。

更に、見方を変え、摂関政治の側から言えば、この間、藤氏の野望は消滅したのではなく、一層強力な後期摂関政治を準備していた時期と見ることができる、と分析しています。

## 光輝を放ち、歓迎された結果か

後醍醐天皇が見本とした醍醐天皇の治＝延喜の治は聖代視されながらも、その実態は、律令制の解体が急速に進んだ時期であり、そうであるが故に、律令国家最後の光輝を放つ時代として歓迎されたことによるかと言われる、と國史大辞典も解説しています。

これら論文との出会いは、目からうろこの衝撃でした。なお、本文写真は「保存版歴代天皇125代」より。

(文責「四條綴補正行の会」代表 扇谷昭)